

第 5901 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 情報提供料

Q：情報提供料は税務上、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

情報提供料の取扱いは、次のとおりです。

①交際費にならない情報提供料

会社が、情報提供や取引の仲介を業として
いる者に対して、その情報提供等の対価と
して金品を交付する場合、その金品は交際
費には該当せず、手数料として損金処理す
ることが認められます。

②交際費となる情報提供料

これに対し、会社が情報提供等を業として
いない事業者に対して、情報提供等の対価
として金品を交付した場合は、原則として、
交際費として取り扱われることとなります。
これは、その交付した金品が情報提供等
に対する正当な対価と認められるかどうか判
然としないからですから、たとえば、その
金品の交付が、次の要件のすべてを満たし
ている場合には、交際費に該当しないもの
として取り扱われることとなっています。
イ. その金品の交付があらかじめ締結され
た契約に基づくものであること。
ロ. 提供を受ける役務の内容が、その契約に
おいて具体的に明らかにされており、かつ、
これに基づいて実際に役務の提供を受けて
いること。
ハ. その交付した金品の価額が、その提供を
受けた役務の内容に照らし相当と認められ
ること。

